

No. 1344 (2026. 2.27)

採卵鶏のアニマルウェルフェア

—飼養システムをめぐる国内外の動向—

はじめに	Ⅲ 飼養システムをめぐる国内外の動向
Ⅰ アニマルウェルフェアとは	1 国際的な動向
1 定義等	2 日本
2 AWの科学的評価のための観点	3 EU
Ⅱ 採卵鶏のAWと飼養システム	おわりに
1 採卵鶏のAW	
2 飼養システムの種類・評価	

キーワード：採卵鶏、アニマルウェルフェア、動物福祉、飼養システム、バタリーケージ、ケージフリー、飼養管理指針、共通農業政策（CAP）

- アニマルウェルフェア（AW）の考え方は、集約的な畜産業等への批判として欧州を中心に発展してきたものであり、採卵鶏のAWについては、鶏の行動欲求等を大きく制限するとして、バタリーケージでの過密な飼養が問題となっている。
- 欧米を中心に飼養システムを見直す動きが拡大しており、2012年にバタリーケージを完全に禁止したEUでは、ケージフリーに向けた法令の見直し作業が進んでいる。日本ではバタリーケージでの飼養が主流であり、現時点で飼養システムの変更を伴うAW関連規制の導入は検討されていない。
- 飼養システムの見直しでは、生産コストや鶏卵価格の上昇といった経済面の影響が課題となる。議論の土台となる国内での科学的知見の充実が求められている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

農林環境課 さいとう まいこ 齊藤 真生子

はじめに

アニマルウェルフェア¹（以下「AW」）とは、集約的な畜産等での動物の取扱いや飼養環境への批判として、欧州を中心に発展してきた概念である。近年ではエシカル消費（倫理的消費）²や畜産の持続可能な発展等の観点から、畜産現場での AW に関する法規制や民間主導での取組が世界的な広がりを見せている。

AW をめぐる課題・対応は畜種（例：乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー（肉用鶏）、馬）や生産段階（例：農場での飼養、輸送、と畜）によって異なる。本稿では、卵を採ることを目的に飼養される「採卵鶏」を対象とし、AW 対応における最大の論点である「飼養システム」に焦点を当てる。まず、AW の定義等を確認した後（I 章）、採卵鶏の AW と飼養システムの概要をまとめる（II 章）。その上で、国際的な動向、日本の現状と飼養システム移行に係る課題等を整理し、AW 先進地域である EU の取組のうち、飼養システムに係る法規制及び AW 対応への財政支援の概要を紹介する（III 章）。

I アニマルウェルフェアとは

1 定義等

動物衛生の向上を目的とする国際機関であり、AW の国際基準（III1（2））を策定する国際獣疫事務局（World Organisation for Animal Health: WOAH）³は、AW を「動物の生活と死の状況に関連した動物の身体的及び心的状態」と定義し、「動物が健康で、快適で、十分な栄養を与えられ、安全で、痛みや恐怖、苦痛のような好ましくない状態に苦しんでおらず、その動物の身体的・心的状態に重要な行動を発現できている場合」その動物は良好な AW の状態にあるとしている⁴。すなわち、AW は人間が動物に対して配慮すべき倫理的な義務ではなく、動物の実際の状態に対して用いられる概念であり、動物の立場に立ち、動物の状態を理解し、動物の状態をより良くすることが AW の向上につながると理解される⁵。また、上記定義に「生活と死の状況に関連した」とあるように、動物の生存期間中全てを対象としていることから、AW

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年2月3日である。

¹ 「アニマルウェルフェア（Animal Welfare）」を和訳した「動物福祉」という用語も広く用いられている。「福祉（welfare）」には「幸福」や「よく（well）生きる（fare）こと」という意味があるが、一般的に医療や介護といった社会福祉が連想されることも多いため、本稿では「アニマルウェルフェア（AW）」を用いる。久和茂・加隈良枝監修『獣医倫理・動物福祉学 第2版』緑書房、2024、pp.38-39。なお、AW は畜産動物以外の動物も対象とする（I1 参照）が、本稿では畜産動物の1つである「採卵鶏」を主な対象とする。

² 地球環境や社会貢献などに配慮したモノやサービスを積極的に消費する行動。自分の欲求だけによる消費ではないため、「倫理的な」という意味の英語の形容詞エシカルが用いられている。1990年代後半に英国で発達した概念とされる。「エシカル消費」『日本大百科全書（ニッポニカ）』JapanKnowledge Lib（有料オンライン辞書）

³ 1924年に世界の動物衛生の向上を目的として創設され（本部：パリ）、183の国と地域が加盟している。法的名称はフランス語で L'Office International des Epizooties: OIE であるが、2003年以降は World Organisation for Animal Health を通称として使用し、2022年以降は WOAH を通称の略称としている。「国際獣疫事務局（WOAH）」2026.1.19.農林水産省ウェブサイト <<https://www.maff.go.jp/j/syoutan/kijun/wto-sps/oie.html>>

⁴ “Terrestrial Animal Health Code, SECTION 7 ANIMAL WELFARE, CHAPTER 7.1. Introduction to the recommendations for animal welfare.” WOAH website <https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/#chapter/?rid=76&volume_no=1&ismanual=false&language=102&standard_type=5&animal_type=7>

⁵ 本段落の AW の定義や解釈等に関する記述は、久和・加隈監修 前掲注(1)、p.38; 新村毅編『動物福祉学 増補版』昭和堂、2024、pp.3-5 を参照した。

の向上においては、と畜時や殺処分時などの「死の状況」も含めて、「動物の状態における不快（マイナス）の部分をも最小にし、快（プラス）の部分をも最大にすること」が求められる。この際、0 か 100 かどちらかというような択一的なものではなく、「快と不快の総和」として表現される「連続的」なものとして AW を理解することが重要とされる。

AW は、1950 年代末～1960 年代の英国における実験動物や畜産動物の取扱いをめぐる議論を端緒として欧州を中心に発展してきた考え方であるが⁶、今日では、動物園等の展示動物、実験動物、愛玩動物（ペット）、野生動物⁷と多岐にわたる動物のカテゴリーが対象となっている。

動物への配慮に関わる概念には、AW のほかに、「動物の権利」、「動物愛護」がある。動物の権利は、人種差別や性差別と同様に、ダブルスタンダードによる動物と人間との間の差別を批判するもので、例えば、生命を奪われない権利を人間と同様に動物にも認めるべきという思想である。AW と動物の権利思想の大きな相違点は、動物の利用を認めるか否かにある。AW は人間による食用等の利用は認めた上で、動物の生存期間中はより良い状態を確保すべきとする。また、西洋発祥の AW や動物の権利思想に対し、動物愛護は仏教の影響を受けた日本独特の動物観に由来するものと考えられている。AW や動物の権利が「動物を主体」とする思想であるのに対し、動物愛護は「動物をかわいがり保護する」気持ちを持つ「人間を主体」とする、情緒的・観念的なものである点が特徴とされる⁸。

2 AW の科学的評価のための観点

動物の状態を 5 つに分けて考える「5 つの自由（Five Freedoms）」は、AW を科学的に評価するための観点・指針として広く用いられ、WOAH による定義の基となった概念である（表 1）。「5 つの自由」は、集約的畜産での動物の非人道的取扱いが社会問題化したことを受けて、1960 年代半ば以降、英国で原型となる考え方が提唱され、発展してきた。現在の形式での「5 つの自由」は、1992 年に英国政府の AW 助言機関である「農用動物福祉審議会（Farm Animal Welfare Council）」⁹が整理したものである。

表 1 「5 つの自由（Five Freedoms）」とその内容

① 飢えと渇きからの自由	健康と活力を維持するための水と餌を利用できること
② 不快からの自由	避難場所や快適な休息場所を含む適切な環境が提供されていること
③ 痛み・怪我・病気からの自由	予防又は迅速な診断・治療が施されること
④ 正常行動発現の自由	十分な空間、適切な施設及び同種の動物の仲間が提供されていること
⑤ 恐怖と苦悩からの自由	精神的苦痛を避ける条件や取扱いが確保されていること

（出典）“Five Freedoms.” Farm Animal Welfare Council website（英国政府ウェブアーカイブに保存された 2012 年 10 月 10 日付ウェブサイト）<<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/20121010012427/http://www.fawc.org.uk/freedoms.htm>> を基に筆者作成。

「5 つの自由」が満たされている場合、動物は良好な AW の状態にあると言える。ただし、こ

⁶ 上野吉一・武田庄平編著『動物福祉の現在—動物とのより良い関係を築くために—』農林統計出版、2015、pp.7-10.

⁷ 野生動物は、その生存・繁殖や生活環境を人が管理するものではないが、人による様々な場面での介入が、野生動物の AW に影響を与えるとされている。人的介入の例には、直接的介入（個体数管理、狩猟、野外調査等）と間接的介入（生息地の除去、動物の動きを妨げる構造物の設置、汚染等）がある。新村編 前掲注(5)、pp.303-308.

⁸ 同上、pp.7-15; 上野・武田編著 前掲注(6)、pp.7-12.

⁹ 2011 年 4 月に「農用動物福祉委員会（Farm Animal Welfare Committee）」、2019 年 10 月に「動物福祉委員会（Animal Welfare Committee）」と名称変更している。

の5つは、動物の状態を評価する際の観点を端的に整理したものであり、実際のAW評価手法では、各項目について十数個から数十個の評価項目が存在する¹⁰。

「5つの自由」は国際的に広く普及し、各国・地域のAW関連法令等に取り入れられているもので¹¹、本稿で取り上げる採卵鶏のAWの在り方に関しても、この考え方に即した議論が中心となっている。一方で、AWの評価については、モデルや手法が完全には確立されておらず、今日においても科学研究の成果を取り入れながら様々な検討が進められている。例えば、2000年代以降、科学者の中で、AWの実現のためには「5つの自由」が対象とするネガティブな体験を回避するだけでなく、動物のポジティブな情動体験を重視すべきとの議論が進展してきた。「5つの領域 (Five Domains)」と呼ばれるこの新たなモデルは、4つの領域 (栄養、物理的環境、健康、行動的相互作用) での動物の体験 (ネガティブ、ポジティブの双方) に焦点を当て、それらに起因する5番目の領域 (精神状態) でAWを評価する仕組みである¹²。「5つの領域」は、これまで、動物園・水族館の国際組織が推奨し、展示動物の分野で取り入れられてきたが¹³、2025年にWOAHが作成する国際基準 (III1 (2)) に動物のポジティブな情動を重視した「5つの領域」の考え方が追加されるなど、畜産動物の分野でも広まりつつある¹⁴。

II 採卵鶏のAWと飼養システム

1 採卵鶏のAW

「5つの自由」の観点で評価した場合、集約的な畜産では、適切な飼料給与、温度調節・換気による環境維持、疾病・衛生管理等の飼養管理を適切に実行することで、「5つの自由」の多くが達成され良好なAWにつながる。一方で、飼養工程の合理化による行動欲求の制限、過密飼養によるストレス・攻撃的行動の増加、管理作業のための家畜の体の一部切除等がAWに悪い影響を与えることがある¹⁵。

採卵鶏のAWにおける課題として、飼養期間中 (ふ化後～出荷・淘汰)¹⁶については、ピークトリミング¹⁷、飼養システム (次項参照)、強制換羽 (断餌)¹⁸がある。また、飼養期間の前

¹⁰ 新村毅「動物福祉を探求する新たな視点—こんなところにも動物福祉 II—畜産分野における動物福祉の捉え方と実現方法—」『Labio 21』96号, 2025.9, p.13.

¹¹ 英国における「5つの自由」の成立経緯、国際的な普及状況等については次の資料に詳しい。上野・武田編著 前掲注(6), pp.39-46.

¹² David J. Mellor et al., “The 2020 Five Domains Model: Including Human-Animal Interactions in Assessments of Animal Welfare,” *Animals*, 10(10), 2020. <<https://doi.org/10.3390/ani10101870>>

¹³ “Animal Welfare.” World Association of Zoos and Aquariums (WAZA) website <<https://www.waza.org/priorities/animal-welfare/#>>

¹⁴ “Terrestrial Animal Health Code,” *op.cit.*(4)

¹⁵ 上野・武田編著 前掲注(6), pp.120-121.

¹⁶ 採卵鶏は、150日齢頃に産卵を開始し、1年から1年半程度供用された後、食鳥処理場へ出荷される。鶏舎ごとに成鶏を全て出荷した後、一定の空舎期間 (約30日程度) を設けて清掃・消毒等を実施し、新しい鶏を再導入する方式 (オールイン・オールアウト) が主流となっている。畜産局「鶏卵生産者経営安定対策事業等について」(第1回鶏卵生産者経営安定対策事業検討会 資料4) 2022.2, p.1. 農林水産省ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/j/c/hikusan/shokuniku/lin/attach/pdf/keiran_kentoukai-2.pdf>

¹⁷ 断嘴 (だんし)、デビークとも言う。他の鶏の羽毛を嘴 (くちばし) で引き抜く「羽毛つつき」や、共食い (カニバリズム) 等の問題行動を防止するため、ふ化直後の雛の嘴の先端を焼き切るもの。「5つの自由」のうち、③痛み・怪我・病気からの自由、⑤恐怖と苦悩からの自由の点で問題がある管理方法とされる。新村編 前掲注(5), pp.167-168.

¹⁸ 産卵成績が低下傾向となる時期 (一般的には生後70週前後) に1週間程度の絶食によって産卵を休止させること

後については、ふ化直後の雄雛淘汰¹⁹、産卵期終了後の輸送時・食鳥処理での取扱い²⁰といった課題がある。

2 飼養システムの種類・評価

20世紀前半まで、採卵鶏は放牧等で粗放的に管理されていたが、生産性の低さや、疾病による高い死亡率が問題となっていた。市場志向型の鶏卵生産の発展に伴い、1960年代頃までに、数羽の鶏をケージ（鳥かご）に収容し、大規模な群を機械的に管理する飼養システムが欧米を中心に導入され、その後、日本を含むアジア地域にも広く普及した²¹。バタリーケージ（従来型ケージ）と呼ばれるこの飼養システムは、鶏の活動量や行動欲求を大きく制限するとして、採卵鶏のAWをめぐる課題の中でも特に批判が集中している。また、飼養システムの見直しは、より広いスペースの確保や、施設・設備の改修・新築といったハード面の経費負担を伴うため、経営や鶏卵価格への影響が大きい。そのため、AW対応した飼養システムの在り方は、採卵鶏業界において特に関心が高いテーマとなっている。

採卵鶏の飼養システムは、ケージ飼養と放し飼い（ケージフリー）の2つに大別される。表2は、バタリーケージ及びその代替となる飼養システムのイメージと、主要国・地域における採卵鶏飼養のシステム別割合である。

ケージ飼養の1種であるバタリーケージ（表2①）は、給餌器と給水器が付いた針金製のケージを多層に積み上げた構造で（低床1段式も存在する。）、1つのケージ内に複数羽の鶏が収容される²²。糞はケージ下に落ち、ベルト式の集糞装置で定期的に除去されるため衛生的で、良好な空気環境を維持しやすいこと、卵が糞に汚染されず清潔に保たれること、小さなグループでケージに入るため鶏同士の闘争や羽毛つつき等が起きにくいこと、活動量が制限されるため飼料の摂取量が減り生産性が高いこと、管理や出荷に係る作業が容易で農業者福祉（労働負荷）の点で優れていること等の利点がある²³。その一方で、ケージ内に過密に収容され、鶏の運動量が制限される、鶏の正常行動（夜間のとまり木での休息、巣箱での産卵、砂浴び等）が発現できない、ケージとの接触による羽毛の摩耗や怪我が生じやすい、単調な環境下で飼養されるた

で、産卵率・卵質の向上、採卵期間の延長を図る管理方法。「5つの自由」の①飢えと渇きからの自由の点で問題となるのに加え、絶食期間中の死亡率も高いことから、低カロリー・低たんぱく飼料の給与（誘導換羽）など、負担を軽減する方法も考案されている。久和・加隈監修 前掲注(1), p.187.

¹⁹ 採卵鶏の雄雛は、産卵能力がなく、肉用にも適さないため、ふ化後すぐに殺処分される。この雄雛淘汰という業界慣行は、持続可能性や倫理面での問題が指摘されており、諸外国では雄雛淘汰の禁止（ドイツ、フランス、オーストリア、ルクセンブルク、イタリア、ノルウェー）、これに伴う代替措置（卵内雌雄鑑別技術）の開発といった動きも見られる。上原まほ「日本における雄雛淘汰の現状」『鶏の研究』1153号, 2023.6, pp.50-53; 「ゲン・コーポレーション第26回孵化場経営懇話会より（下）採卵鶏の卵内雌雄鑑別技術の最新情報 ローマン社国際営業部長ロン・イーク」『鶏鳴新聞』2023.9.5.

²⁰ 長時間輸送や、食鳥処理場での長時間放置、意識喪失処理（スタニング）なしのと殺といった問題が指摘されている。「苦しみの少ない鶏の屠殺方法とは」2017.7.23. アニマルライツセンターウェブサイト <<https://www.hopeforanimals.org/slaughter/517/>>; 枝廣淳子『アニマルウェルフェアとは何か—倫理的消費と食の安全—』岩波書店, 2018, pp.30-38.

²¹ Hans-Wilhelm Windhorst, “Housing systems in laying hen husbandry: First part,” 2017.7.4. Zootecnica.com <<https://zootechnicainternational.com/featured/housing-systems-laying-hen-husbandry/>>; 新村編 前掲注(5), p.161.

²² 平成26(2014)年度に実施されたアンケート調査では、1ケージ当たりの収容羽数について「2羽」と回答した養鶏場の割合が48.0%と最多で、次いで「5~6羽」が26.7%であった。公益社団法人畜産技術協会「採卵鶏の飼養実態アンケート調査報告書」（平成26年度国産畜産物安心確保等支援事業（快適性に配慮した家畜の飼養管理推進事業））2015.3, p.13. <https://jlta.jp/test/wp-content/uploads/2023/12/factual_investigation_lay_h26.pdf>

²³ 以下、各飼養システムの概要、長所・短所等に関する記述は、次の資料を参照した。久和・加隈監修 前掲注(1), pp.184-185; Anne van den Oever ほか「採卵鶏の飼育システム—小規模養鶏から大規模養鶏へ—」『鶏の研究』1132号, 2021.9, pp.60-61; 新村編 前掲注(5), pp.161-166.

め鶏が人や物音に対し過敏になりパニックに陥りやすいといった AW に関わる多くの問題（リスク）が指摘されている。

表2 採卵鶏の主な飼養システム

イメージ				
飼養システムの種類	ケージ飼養		ケージフリー（放し飼い）	
	① バタリーケージ（従来型ケージ）	② エンリッチドケージ	③ エイビアリー（多段式）／平飼い（単段式）	④ フリーレンジ（放牧）
主要国・地域の採卵鶏飼養におけるシステム別割合（2024年、飼養羽数ベース）				
日本	96.6%		3.3%	0.1%
米国	60.1%		39.3%	—
フランス	使用禁止	25%	23%	38%
ドイツ	使用禁止	4.3%	57.7%	23.6%
EU27 各国全体	使用禁止	38.1%	39.3%	15.8%

(注1) 飼養システムのイメージは、各システムの構造・附属物の特徴等を図示したものであり、施設の規模や構造、採卵鶏の飼養羽数・密度等を正確に示したものではない。

(注2) EU 及び加盟国では、表中に挙げたシステム以外に、より高度な AW 対応が求められる有機生産も一定程度普及している。

(注3) 各国の飼養システム別割合の数値は、EU27 各国全体の数値は欧州委員会の統計、その他国別の数値は世界卵機構（World Egg Organisation: WEO）への国別報告に基づく。WEO のデータは「推計」であり、推計方法も非公開である。実態を正確に反映していないとの指摘も見られるが、日本を含め参照できる公的統計が存在しない国については、WEO のデータが一般に用いられている。

(出典) 日本家禽学会編『家禽の事典』朝倉書店、2025、pp.308-309；「2024 年各国データ WEO 統計より」『鶏鳴新聞』2025.10.15；“Eggs - Market Situation - Dashboard,” last update 2026.1.28. European Commission website <http://agriculture.ec.europa.eu/document/download/9bdf9842-1eb6-41a2-8845-49738b812b2b_en?filename=eggs-dashboard_en.pdf> 等を基に筆者作成。

エンリッチドケージ（表2②）は、衛生面や経済面でのバタリーケージの利点を残しながら、1羽当たり床面積を拡大し、とまり木、巣箱、砂浴び場や爪とぎ装置等の資材を設置することで、鶏が正常行動を発現できるよう工夫した飼養システムである。しかし、ケージ内に收容され、資材のバリエーションも限られるため、正常行動発現の程度はケージフリーに及ばない。

ケージフリーは、広い囲いの中、鶏が空間を自由に動き回れるようにしたシステムを指す。シンプルな平飼い（単段式）や、上部の空間を有効活用し、マンションのように金網床の構造物を多段式で設置したエイビアリー（表2③）、屋外の広い敷地や牧草地で鶏を放し飼いにするフリーレンジ（放牧）（表2④）等の種類がある。エイビアリー等では、鶏が鶏舎内を自由に移動できるため、行動の自由度が高い点で優れている。しかし、同一空間に多数の鶏が飼養されるため、羽毛つつき等による問題行動のリスクが増加し、ケージ飼養に比べて死亡リスクも高いとされる。また、敷料等から発生する粉じんが増えたり、糞が敷料に残ったりすることで空気環境が悪化しやすい、巣箱の外で産卵することで汚卵が増加しやすいといったリスクがある。これらに加えて、運動量が増えることで飼料効率が低下し、捕鳥や点検・管理業務に係る労働負荷が増加するため、経済性や農業者福祉の点ではケージ飼養に劣る。なお、フリーレンジでは、鶏の行動の自由度は更に向上するが、平飼いと同様の羽毛つつきのリスクに加え、屋

外管理による感染症リスクや野生動物による捕食リスクにより、全体として死亡率が高まる傾向にある。

以上のように、AW について評価した場合、各システムにはそれぞれ長所・短所がある。採卵鶏の飼養システムの在り方をめぐっては、有識者の間でも様々な議論があり、「完全な飼育システムというものは存在せず、いずれの飼育システムにも長短所が存在することから、それらを理解しつつ、様々な動向などを考慮し、飼育システムを採用することが必要」とする意見がある一方で²⁴、5つの自由のうち「正常行動発現の自由」を重視し、「拘束型飼育は正常行動発現の最大のリスク要因であり、AW の改善において拘束型飼育からの解放の視座を避けることはできない」との見解もある²⁵。

Ⅲ 飼養システムをめぐる国内外の動向

1 国際的な動向

(1) 飼養システムの状況

表2にあるように、法令でバタリーケージが禁止されている EU では(Ⅲ3(1)参照)、ケージ飼養は全てエンリッチドケージに移行済みであり、一部加盟国ではケージフリー化が進展している。米国においても、ケージフリー卵の需要増加に応える形で、ケージフリーでの飼養が拡大傾向にある²⁶。欧米以外の国々でもケージフリーを目指す動きは広がりつつあるものの、日本を含む世界の大半の国々では、ケージ飼養(特にバタリーケージ)での鶏卵生産がいまだ主流である²⁷。このように、国・地域によって飼養システムの実態が大きく異なる状況は、採卵鶏のAWに関する国際基準作りにも影響を及ぼしている。

(2) 国際機関による基準作成

WOAH は、加盟国が動物及び動物製品に関する国内規制を検討する際の指針として WOAHCコードを作成・公表している²⁸。WOAH コードは、従来、国際貿易や動物衛生措置を対象としていたが、2000年代以降、動物の健康とウェルフェア(福祉)の間には重大な関連性があるとの認識の下、AWに関する国際基準の作成作業が進められてきた。2005年に家畜の輸送・と畜に関するコードが定められた後、2018年までに畜種別(ブロイラー、肉用牛、乳用牛、役用馬、

²⁴ 新村編 前掲注(5), p.166.

²⁵ 佐藤衆介「動物の福祉に配慮する畜産こそ生物産業の本来の姿」『農村と都市をむすぶ』841号, 2022.1, pp.38-39. <<https://www.zennorin.jp/doc/ntosi202201.pdf>>

²⁶ 米国では、2015年頃から食品加工・小売・外食・ホテル業界の主要企業がケージフリーで生産された鶏卵に切り替える調達方針を公表する動きが広がり、以降、ケージフリー卵の需要が増加している。また、州法において、採卵鶏のケージ飼養やケージ飼養で生産された鶏卵の販売を禁止する例もある。こうした米国の動向については、次の資料を参照。[農畜産業振興機構]調査情報部国際調査グループ「米国畜産におけるアニマルウェルフェアへの対応について」『畜産の情報』394号, 2022.8, pp.76-96. <https://www.alic.go.jp/joho-c/joho05_002306.html>; [農畜産業振興機構]調査情報部「米国のアニマルウェルフェアをめぐる情勢と業界団体などにおける取り組み」『畜産の情報』425号, 2025.3, pp.7-16. <https://www.alic.go.jp/joho-c/joho05_003613.html>

²⁷ Cynthia Schuck-Paim et al., “Laying hen mortality in different indoor housing systems: a meta-analysis of data from commercial farms in 16 countries,” *Scientific Reports*, Vol.11, 2021.2, p.2. <<https://doi.org/10.1038/s41598-021-81868-3>>

²⁸ WOAHCコードは、陸生動物(哺乳類、鳥類、蜂)及び水生動物(魚類、軟体動物、甲殻類、両生類)について、それぞれ作成されている。AWに関する規定は「陸生動物衛生基準(Terrestrial Animal Health Code)」に含まれる。農林水産省畜産局畜産振興課「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理等について」2025.6, p.9. <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-146.pdf> 等

豚)のコードが順次作成された²⁹。しかし、採卵鶏については、2021年のWOAH総会に、バタリーケージを含む多様な飼養方式を認めた上で、鶏が正常行動を発現できるように工夫された付帯設備(とまり木、巣箱、砂浴び場等)を設置する場合の留意事項を示したコード案が提出されたものの、要件である3分の2以上の加盟国からの支持が得られず、不採択となった³⁰。その後の総会でも進展は見られず、採卵鶏のコード作成には至っていない³¹。

2 日本

(1) 飼養システムの状況

日本では、飼養羽数ベースでケージ飼養が96.6%、ケージフリー(平飼いとフリーレンジの合計)が3.4%となっており(表2)³²、採卵鶏のほとんどがバタリーケージで飼養されている³³。また、平成26(2014)年度に実施されたアンケート調査によると、ケージ内での1羽当たり飼養面積は、「370cm²未満」から「550cm²以上」まで幅広く分布しているが、「370cm²以上430cm²未満」との回答が最多で、次に「430cm²以上490cm²未満」との回答が多くなっている(表3)。これを他国・地域と比較すると、EUのケージ飼養での最低基準は750cm²(III3(1)参照)、韓国でも2018年に採卵鶏の飼養基準が改正され、従来の500cm²からEUと同水準の750cm²に拡大されており³⁴、日本は1羽当たり飼養面積が狭い(飼養密度が高い)状況にある。

ケージフリーについては、一部の小規模生産者によるフリーレンジでの取組も見られるもの

表3 日本における採卵鶏の1羽当たり飼養面積

	開放鶏舎		ウィンドウレス鶏舎	
	件数	割合	件数	割合
370cm ² 未満	22	8.8%	15	8.8%
370cm ² 以上430cm ² 未満	90	36.0%	73	42.9%
430cm ² 以上490cm ² 未満	77	30.8%	53	31.2%
490cm ² 以上550cm ² 未満	30	12.0%	17	10.0%
550cm ² 以上	31	12.4%	12	7.1%
合計	250	100.0%	170	100.0%

(注) 開放鶏舎は自然光が鶏舎内に入り、空気の出入りも自由な構造の鶏舎。ウィンドウレス鶏舎は天井、壁、床を断熱材等で覆った鶏舎。

(出典) 公益社団法人畜産技術協会「採卵鶏の飼養実態アンケート調査報告書」(平成26年度国産畜産物安心確保等支援事業(快適性に配慮した家畜の飼養管理推進事業))2015.3, p.15. <https://jlta.jp/test/wp-content/uploads/2023/12/factual_investigation_lay_h26.pdf>

²⁹ 畜種別コードは、対象畜種やコード適用範囲等の定義、AWの評価項目の説明、推奨事項から構成される。

³⁰ コード案のうち、付帯設備について「設置が望ましい」とした点をめぐって大きな意見の対立が見られた。例えばアイルランド(EU27か国を代表)やニュージーランドは、AWを推進する立場から「望ましい」との表現では不十分としてコード案の採択に反対した。一方、日本、カナダ、セネガル(アフリカ地域53か国を代表)は、コード案を支持した。また、コード案の一部が生産形態の変更を強制するような内容となっているとして、柔軟性が確保されるように修正すべきとの意見も示された(チリ、コロンビア、メキシコ、インド等)。「国際獣疫事務局(OIE)第88回総会 採卵鶏アニマルウェルフェア基準案不採択—OIE/農林水産省—」『養鶏の友』714号, 2021.8, pp.64-66.

³¹ 同上; 八木淳公「WOAHコードをめぐるとの状況やわが国における取り組みについて」『畜産の情報』425号, 2025.3, pp.3-4. <https://www.alic.go.jp/joho-c/joho05_003612.html>

³² 世界卵機構(World Egg Organisation: WEO)への国別報告に基づく推計値。日本では採卵鶏の飼養システム別飼養羽数がかかる公的統計は存在しない。採卵鶏飼養羽数ベースのケージフリー比率について、1.48%にとどまるとの調査結果もある。認定NPO法人アニマルライツセンター「ケージフリー羽数実態把握調査2025報告書」2025.11, p.11. <<https://arcj.org/CagefreeSurvey2025.pdf>> なお、養鶏場ベースでは、農林水産省が令和6(2024)年度に全国の生産者を対象に実施した調査で、74.5%がケージ飼養(表2の①又は②)のみ、14.5%がエイビアリーやフリーレンジ等の放し飼(表2の③又は④)のみ、11.0%がケージ飼養及び放し飼いの併用との結果が示されている。農林水産省「令和6年度「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の取組状況に係る調査 採卵鶏の調査(詳細版)」2025.6, p.1. <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-116.pdf>

³³ 麻布大学獣医学部動物応用科学科動物資源経済学研究室「2025年麻布大学「ケージフリー採卵養鶏調査」報告書」2025.8, p.12. <<https://lab-navi.azabu-u.ac.jp/va-10/a89f109186c30903e98264ccb8880bf7.pdf>>

³⁴ 猶予期間として既存設備は2025年9月まで使用が認められた。露木麻衣「韓国農林畜産食品部、採卵鶏の飼養基準を改正」2018.12.14. 農畜産業振興機構(alic)ウェブサイト <https://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01_002347.html>

の、バタリーケージ中心で10万羽以上を飼養する大規模層³⁵が、そのうちの数%程度をエイビアリーに切り替えるケースが一般的とされる³⁶。

(2) 政府の取組

日本では、AWに配慮した畜産動物の飼養管理等について具体的に規定した法律は制定されておらず、畜産現場でのAWへの配慮は、生産者の自主性に委ねられている。採卵鶏を含む畜種別の飼養管理方法については、平成21(2009)年以降、公益社団法人畜産技術協会が「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」を作成・公表し³⁷、農林水産省もその普及を支援してきたが、「民間の自主的な指針」という位置付けであった³⁸。

AWに配慮した家畜の飼養管理を重視する国際的な動きや、WOAHによる国際基準作成の進展(前述のとおり採卵鶏のコードは未作成)、輸出拡大や持続可能な食料システムの構築に向けて国際水準に沿った飼養管理を推進する必要性等を背景として、令和5(2023)年7月、AWに関する国の指針(新指針)が初めて策定された³⁹。新指針は、「家畜の管理者等にその責務を示すとともに、「5つの自由」の確保に向けて、国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を国として示す」もので⁴⁰、法律等に基づくものではなく、罰則等も伴わない⁴¹。新指針の記載事項は、WOAHコード(採卵鶏についてはコード案)に即しており、①実施が推奨される事項と、②将来的な実施が推奨される事項の2種類に整理されている⁴²。①実施が推奨される事項は、農林水産省が実施する調査結果に基づき、適切な達成目標年を設定した上で⁴³、補助事業の要件(クロスコンプライアンス)とする方

³⁵ 採卵鶏の飼養動向を見ると、小規模層を中心に飼養戸数は減少傾向にあり、経営の大規模化が進んでいる。飼養羽数(成鶏めす)10万羽以上層は、飼養戸数の割合で全体の約20%であるが、成鶏めす羽数の割合で全体の約80%を占める。農林水産省畜産局食肉鶏卵課「食肉鶏卵をめぐる情勢」2026.1, p.25. <<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/shokuniku/lin/attach/pdf/index-534.pdf>>

³⁶ 「鶏のケージ飼いかからの転換、日本でもじわり「生き物に向き合う実感。楽しい」」2023.7.12. 朝日新聞 GLOBE + ウェブサイト <<https://globe.asahi.com/article/14951063>>

³⁷ 畜種別指針のうち、採卵鶏の指針は平成21(2009)年に第1版が作成され、その後、第5版まで改訂された。第1版の内容は次を参照。畜産技術協会「アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏の飼養管理指針」『臨時増刊鶏の研究』7号, 2010.8, pp.23-26.

³⁸ 農林水産省畜産局畜産振興課 前掲注(28), p.12.

³⁹ 新指針は農林水産省畜産局長通知として発出された。採卵鶏の新指針は次のとおり。農林水産省畜産局「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」(令和5年7月26日付け5畜産第1066号) <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-132.pdf>

⁴⁰ 農林水産省畜産振興課「アニマルウェルフェアに関する新たな飼養管理指針のポイント」2023.7, p.2. <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-147.pdf>

⁴¹ 農林水産省畜産局畜産振興課「家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関するQ&A」2023.7.26(第1版) p.2. <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-127.pdf> 新指針の基本的な考え方に関し、農林水産省の担当職員は生産者(養豚業)等との座談会記事において「指針に書いてあるようなことができていない生産者がもしいらっしゃるようでしたら、この機に、自農場の飼養管理方法について再確認していただきたいというのが農水省としての希望です」と述べている。新井達弥ほか「座談会 アニマルウェルフェアにどう向き合うか?—農水省が新たに示した国としての『指針』への対応を考える—」『Pig journal』307号, 2023.10, p.16.

⁴² WOAHコードで「should(〜すべき)」と記載されている事項は①実施が推奨される事項、「desirable(望ましい)」等で記載されている事項は②将来的な実施が推奨される事項として整理された。

⁴³ 令和5(2023)年度に試行調査、令和6(2024)年度に第1回調査が実施された。採卵鶏の調査結果は次のとおり公表されている。「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」に関する生産現場における取組状況について(令和5年度に実施した試行調査の結果)—採卵鶏—」2024.6.28. 農林水産省ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-108.pdf>; 農林水産省 前掲注(32) これらの調査結果を踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年の設定に関する検討が令和7(2025)年10月から開始された。「達成目標年の設定にかかる専門的課題協議会の開催状況」2026.1.15更新。(公社)畜産技術協会ウェブサイト <https://jlta.jp/test/arc_hives/10583>

針を示している⁴⁴。一方、②将来的な実施が推奨される事項は、現時点では優先度が低い項目で、達成目標年は設定せず、生産者に実施を考慮するよう求める形となっている。

また、新指針の発出に際しては、AW に対応した飼養管理の一般原則について「我が国の高温多湿な気候、和牛や地鶏などの固有の家畜の特性にも適合しながら、家畜に快適な環境を整え、家畜の健康を維持するために、家畜の飼養者がアニマルウェルフェアの原則である「5つの自由」を理解し、日々の観察や記録、丁寧な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理により、弛まぬ努力と改善を行うことであり、特定の施設や設備を整備することのみで達成されるものではないことを関係者が十分認識し、その推進を図っていく必要がある」（下線は引用者）との国の見解が示されている⁴⁵。この考え方に即し、採卵鶏に関する新指針では、様々な飼養システムが認められている。また、遵守すべき具体的な面積や飼養密度等は記載されていない（表4）。

表4 採卵鶏の飼養システムに関する新指針の主な内容

- ・採卵鶏の良好な AW は、様々な飼養システム（ケージ方式（バタリーケージ、エンリッチドケージ）、平飼い方式（エイビアリー含む）等）によって達成され得る。
- ・ケージ飼養について、「実施が推奨される事項」として、「自然な姿勢で移動し、又は姿勢を正常に調整することができるような飼養密度になるように収容する」ことを求める（具体的な面積や飼養密度等の記載はない）。
- ・付帯設備（とまり木、巣箱、砂浴び場等）の設置を「将来的な実施が推奨される事項」に位置付ける。

（出典）農林水産省畜産局「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1066号）
<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-132.pdf>等を基に筆者作成。

（3）飼養システム移行に係る課題

前述のとおり政府は畜産動物の AW に関する取組を進めているが、現時点で、具体的な飼養システム移行を伴う規制は検討されていない。しかし、欧米等で採卵鶏の AW 対応が進む中、日本でバタリーケージが禁止され、代替システムへの移行が必要になった場合、生産性の低下や生産コストの上昇、これらによる鶏卵価格の上昇といった経済面の影響が最大の課題となる。

表5は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の加藤博美上級研究員及び北海道大学農学研究院の清水池義治准教授らのグループが採卵鶏の飼養システムの経済性等を比較したシミュレーション結果のうち、主な指標（推定値）を抜粋したものである⁴⁶。バタリーケージに比べて、その他のシステムでは、規格外卵（汚卵、破損卵等）や巣箱の外での産卵が増加することで、販売可能な卵の数が減少している。また、農場新設費はバタリーケージと同じ飼養羽数（約11万羽）を収容することを想定し、土地を新たに購入し鶏舎を新設する経費を推定したもので、必要な施設棟数が多くなる平飼いでは、バタリーケージの約5倍の経費が計上された。このように、システム移行に伴うハード面の整備経費は、生産者の経営への影響が大き

⁴⁴ 農林水産省畜産振興課 前掲注(40), p.1. 農林水産省の担当職員は生産者（養豚業）等との座談会記事において「クロスコンプライアンスといっても、仮に9割の生産者が取り組んでいる事項について、残りの1割の方にも取り組んでいただくといったイメージ」と述べている。新井ほか 前掲注(41), p.15.

⁴⁵ 「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について（地方農政局長等宛て）」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号）p.3. 農林水産省ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-139.pdf>

⁴⁶ H. Kato et al., “Estimating production costs and retail prices in different poultry housing systems: conventional, enriched cage, aviary, and barn in Japan,” *Poultry Science*, Volume 101 Issue 12, 2022.12, pp.1-11. <<https://doi.org/10.1016/j.psj.2022.102194>>

い。販売可能な卵の数の減少による生産性の低下、農場新設費等の生産コストの上昇を受けて、平飼いで生産された卵の小売価格は、バタリーケースの場合の約2倍と推計された。

表5 各飼養システムの経済性比較（シミュレーション結果）

	バタリーケース	エンリッチドケース	エイビアリー	平飼い
販売可能な卵の数	100%	74%	72%	68%
農場新設費	約5億円	約7億円	約9億円	約25億円
小売価格（卵1個）	24.68円	28.07円	37.27円	48.53円

（注）「販売可能な卵の数」の数値は、バタリーケースを100%とした場合の割合を示している。また、エンリッチドケースの「販売可能な卵の数」は、8段組ケースと12段組ケースの2種類のシミュレーション結果が示されているが、表には8段組ケースの結果を記載した。

（出典）H. Kato et al., “Estimating production costs and retail prices in different poultry housing systems: conventional, enriched cage, aviary, and barn in Japan,” *Poultry Science*, Volume 101 Issue 12, 2022.12, pp.1-11. <<https://doi.org/10.1016/j.psj.2022.102194>> を基に筆者作成。

システム移行に係る経費負担については、バタリーケース禁止等の法規制に際し、政府による生産者への財政支援を求める声がある⁴⁷。なお、前述の加藤氏による推計では、土地購入及び鶏舎新設に係る経費に対し8割補助を行った場合、「生産者サイドにおける金銭的ハードルは下げることができる」ものの、補助金の投入だけでシステム移行後の小売価格をバタリーケースの水準にまで引き下げることが困難との結果が示されている⁴⁸。

（4）飼養システム移行の要否・方向性をめぐる議論

AW やエシカル消費を重要とする立場からはバタリーケースを禁止し、ケージフリー化を進めるべきとする意見がある⁴⁹。一方で、採卵鶏業界の関係者等からは、鶏卵の安定供給・価格、採卵鶏経営への悪影響を主な理由として、施設改修・整備を伴うAW関連規制の導入には否定的な声も上がっており⁵⁰、両者の立場による主張の隔たりは大きい。また、政策や生産者の取組に影響を与え得る消費者の状況についても、消費者を対象としたアンケート調査で7割近くがAWという言葉を知ることがないと回答するなど、AWの認知度は低い⁵¹。このように、採卵鶏飼養システムの在り方をめぐる国内の議論は、具体的な方向性を示す段階には至っていない。

国内での議論が進展せず、日本の政府又は業界として目指すべきAW対応の在り方が示され

⁴⁷ 「HPAIやAW対応などテーマに」『鶏鳴新聞』2024.3.15.

⁴⁸ 加藤博美「採卵鶏生産システムのアニマルウェルフェア飼養導入の経済性評価」『JATAFFジャーナル』11(12), 2023.12, p.41.

⁴⁹ 「（取材考記）福祉向上へ 畜産動物の犠牲、消費者知って 太田匡彦」『朝日新聞』2023.12.11, 夕刊; 枝廣 前掲注(20), pp.5-14.

⁵⁰ 「飼料高、低卵価、小規模層の廃業加速を懸念 アニマルウェルフェアは消費者に判断委ねる——一般社団法人日本養鶏協会会長 杉原勲氏に聞く」『鶏卵肉情報』1657号, 2022.1.10, pp.58-59; 南部邦男「わが国養鶏産業を取り巻くもうひとつの『A』」『鶏鳴新聞』2023.8.25. なお、採卵鶏業界が規制導入（バタリーケースの禁止、ケージフリー化）反対で必ずしも一致しているわけではない。麻布大学獣医学部の大木茂教授は、日本の業界内では「エンリッチドケースを視野に入れた戦略をとる動きと、“従来型ケースで業界は一致しよう”という動きが対立している様子」があり、「いずれの考え方も、欧米の動きを詳細に把握した中での対応と思われ、現在の業界の迷いが見て取れます」と評している。大木茂「識者が提言「日本の採卵鶏アニマルウェルフェア（AW）のこれから」を、私はこう考える。（5）世界的動向に即したウェルフェア基準と認証システムのための実態調査が急務」『養鶏の友』693号, 2019.11, p.35.

⁵¹ 入交真巳「アニマルウェルフェアに配慮した鶏卵・鶏肉に対する消費者の購買心理と特徴」『畜産の情報』434号, 2025.12, p.63. <<https://www.alic.go.jp/content/001276189.pdf>> 米国、英国、オーストラリアとの比較でも、日本の消費者はAWへの関心やAW対応食品の購入意欲が低いことが示されている。秋山卓哉「アニマルウェルフェアや人権に配慮した食品の購入意向に関する国際比較」2023.7.11. 三菱UFJリサーチ&コンサルティングウェブサイト <https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/07/seiken_230711_01.pdf>

ないことに関連して、議論の土台となる科学的知見の不足が課題となっている。特に、飼養システムに関して一般に参照されている AW 研究のほとんどは、欧米で実施されたものであり、日本の気候・飼養条件で同様の結果（各システムの長所・短所等）が生じるかは不明確であることから、国内における AW 研究の推進が急務との指摘がある⁵²。

3 EU

(1) 法規制の動向と飼養システムの移行状況

EU では、畜産動物の AW に関する規則・指令が世界に先駆けて 1970 年代から制定・施行されてきた⁵³。採卵鶏の飼養管理に大きな変化をもたらしたのは、「採卵鶏の保護のための最低基準を定める 1999 年 7 月 19 日の理事会指令（1999/74/EC）（以下「採卵鶏指令」）」である⁵⁴。採卵鶏指令の規定により、業界が規制に適應するための移行期間（12 年間）を経て、2012 年 1 月 1 日以降、EU 域内でのバタリーケージの使用は完全に禁止され、1 羽当たりのケージ面積 750cm²以上のエンリッチドケージ又は飼養密度が 1m²当たり 9 羽以下の非ケージ方式（平飼い、フリーレンジ等）に置き換えられた。EU27 各国全体の採卵鶏飼養システム別割合（飼養羽数ベース）の推移を見ると（表 6）、数十年にわたり採卵鶏飼養の主流であったバタリーケージから代替システムへの移行が比較的短期間で実現したことが確認できる。近年は、エンリッチドケージの割合が減少するとともに、平飼い、フリーレンジ、有機生産⁵⁵といったケージフリー化が進展している。なお、採卵鶏指令の制定時には、飼養システム転換による鶏卵市場の混乱が懸念されたが、移行期間において新旧システムの並行使用が可能であったため、2010 年から 2012 年の間の鶏卵生産量の減少幅は 2%にとどまった⁵⁶。

表 6 EU27 各国における採卵鶏飼養システム別割合の推移（飼養羽数ベース）

	バタリーケージ	エンリッチドケージ	平飼い	フリーレンジ	有機生産
2010	45.4%	20.1%	20.8%	10.6%	3.0%
2015	使用禁止	56.1%	26.1%	13.6%	4.2%
2024	使用禁止	38.1%	39.3%	15.8%	6.7%

（出典）Hans-Wilhelm Windhorst, “Dynamics and patterns of the EU egg industry,” *LOHMANN Information*, Vol.51(2), 2017.12, p.44, Figure 2. <<https://lohmann-breeders.com/media/2020/08/Windhorst.pdf>>; “Eggs - Market Situation – Dashboard,” last update 2026.1.28. European Commission website <https://agriculture.ec.europa.eu/document/download/9bdf9842-1eb6-41a2-8845-49738b812b2b_en?filename=eggs-dashboard_en.pdf> を基に筆者作成。

⁵² 志村（野崎）のこのほか「採卵鶏の飼育システムの持続可能性—動物福祉・経済性・農業者福祉・環境影響—」『日本畜産学会報』690号, 2024.8, p.175. <<https://doi.org/10.2508/chikusan.95.157>>; 高瀬公三「採卵養鶏におけるアニマルウェルフェア対応とその課題」『鶏病研究会報』58(3), 2022.Fall, p.120.

⁵³ EU の AW 関連施策・法整備の歴史的経緯や採卵鶏以外の畜種に関する法令の内容については、次の資料に詳しい。平澤明彦「第三部 EU における動物福祉（アニマルウェルフェア）政策の概要」『農林水産省平成 25 年度海外農業・貿易事情調査分析事業（欧州）報告書』2014.3, pp.III-6-III-37. <https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kai_gai_nogyo/k_syokuryo/pdf/h25eu-animal.pdf>

⁵⁴ “Council Directive 1999/74/EC of 19 July 1999 laying down minimum standards for the protection of laying hens.” EUR-Lex <<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/1999/74/2019-12-14>> なお、「規則」は全ての加盟国で直接適用可能で、一旦発効すると自動的に国内法となる。「指令」は対象加盟国に対し、設定された期限までの国内法化・国内実施を義務付けるもの。中西優美子『法学叢書 EU 法』新世社, 2012, pp.115-117.

⁵⁵ 有機鶏卵の飼養管理では、飼養密度を 1m²当たり 6 羽以下とするなど、採卵鶏指令よりも高度な AW 対応が求められる。DG Health and Food Safety, *Overview report: Protection of the welfare of laying hens at all stages of production*, Luxembourg: Publications Office of the European Union, 2023, p.7. <<https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/overview/download/1878>>

⁵⁶ Hans-Wilhelm Windhorst, “Dynamics and patterns of the EU egg industry,” *LOHMANN Information*, Vol.51(2), 2017.12, pp.45-46. <<https://lohmann-breeders.com/media/2020/08/Windhorst.pdf>>

また、生産段階での AW 対応状況を消費者に示すため、4 種類のコード (0=有機、1=フリーレンジ、2=平飼い、3=エンリッチドケージ) を未加工卵の卵殻に印字することが義務付けられている⁵⁷。

2020 年以降、EU は採卵鶏指令を含む AW 関連法令の見直し作業を進めており⁵⁸、採卵鶏指令の見直しでは、ケージ飼養の段階的廃止 (ケージフリー義務化) が焦点の 1 つとなっている⁵⁹。2040 年までの EU 農業・食料政策の包括的指針として、欧州委員会が 2025 年 2 月に公表した「農業と食のビジョン (A Vision for Agriculture and Food)」では、畜産物の新たな価値創出につながる取組として AW を位置付けるとともに、①業界関係者等との対話や最新の科学的知見に基づきケージ飼養の段階的廃止を含めて関連法令を改正する、②法令改正に際し、社会経済的影響を考慮し、必要な支援と畜種ごとに適切な移行期間を講じる、③AW 表示制度を検討する、④EU の AW 基準を域外からの輸入品に適用するといった具体的施策が記載されている⁶⁰。なお、2026 年 1 月時点で改正案の提案には至っていない。

(2) AW 対応への財政支援

AW に配慮した飼養管理を行う生産者への直接的な財政支援として、EU 共通農業政策 (Common Agricultural Policy: CAP) の農村振興政策の枠組みで「AW 支払」が 2007 年から実施されてきた⁶¹。AW 支払は採卵鶏指令等の法令で定められた義務的基準を上回る高いレベルの AW に取り組む生産者を支援するため、追加コストや所得減少への補助を行う制度である。法令遵守に係るコストは生産者の自己負担となる⁶²。農村振興政策には、環境・気候変動関連施策、自然等制約地関連施策、青年農業者支援、設備投資助成、小規模農家向け施策等の多様な施策が含まれ、加盟国は国内ニーズ等に応じて施策を選択し、農村振興プログラムを実施する。財源は EU と加盟国との共同負担となる⁶³。

2007～2013 年の CAP 実施期間中、11 の加盟国が AW 支払を実施し、支援総額は 10 億ユーロ (1798 億円)⁶⁴であった⁶⁵。EU 域内の家畜飼養農場に占める支援対象の農場数 (全畜種) の

⁵⁷ EU 輸出支援プラットフォーム「EU におけるアニマルウェルフェア関連法令の内容とデンマーク、フランス、ドイツおよびオランダにおけるその運用について」2025.3, p.7. ジェトロ (日本貿易振興機構) ウェブサイト <https://www.jetro.go.jp/ext_images/agriportal/platform/eu/pf_beb_aw_202503.pdf>

⁵⁸ “Revision of EU animal-welfare legislation.” European Commission website <https://food.ec.europa.eu/animals/animal-welfare/evaluations-and-impact-assessment/revision-eu-animal-welfare-legislation_en>

⁵⁹ 欧州食品安全機関 (European Food Safety Authority: EFSA) が 2022 年 12 月に公表した採卵鶏の AW に関する提言では、卵生産に関わる全ての鶏 (種鶏、若雌鶏、成鶏) を非ケージシステムで飼養することが、主要推奨事項に含まれている。EFSA Panel on Animal Health and Animal Welfare (AHAW), “Welfare of laying hens on farm,” *EFSA Journal*, Volume 21 Issue 2, 2023.2, p.136. <<https://doi.org/10.2903/j.efsa.2023.7789>>

⁶⁰ European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: A Vision for Agriculture and Food: Shaping together an attractive farming and agri-food sector for future generations,” COM/2025/75 final, 2025.2.19, pp.13-14, 24. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52025DC0075>>

⁶¹ CAP は、EU 域内共通の総合的農業政策であり、第 1 の柱 (所得・価格政策) と第 2 の柱 (農村振興政策) から成る。農林水産物・食品の輸出支援プラットフォーム・ブリュッセル事務局「EU の共通農業政策と農業関連施策をめぐる事情」2024.5, p.7. 欧州連合日本政府代表部ウェブサイト <<https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100677590.pdf>> 等

⁶² 松木洋一編著『日本と世界のアニマルウェルフェア畜産 下巻』養賢堂, 2018, pp.87-88.

⁶³ 農林水産物・食品の輸出支援プラットフォーム・ブリュッセル事務局 前掲注(61)

⁶⁴ 為替レートは、報告省令レート (2026 年 1 月分) に基づき、1 ユーロ=179.8 円とした。

⁶⁵ *Ecorys and IfLS, Synthesis of Rural Development Programmes (RDPS) ex-post evaluations of period 2007-2013: evaluation study*, European Commission: Directorate-General for Agriculture and Rural Development, 2018.4, p.157. <<https://data.europa.eu/doi/10.2762/67249>> なお、AW 支払の実施状況に関するデータは全ての畜種を対象としており、採卵鶏に限ったものではない。

割合が1.1%にとどまることなどから、農村振興政策の事後評価では、AW 支払の政策的影響力は限定的とされた⁶⁶。なお、採卵鶏指令への対応に際し、アイルランドでは2010年から2012年まで、バタリーケージの改修にかかる総費用の40%を補助金として支給する支援策が農村振興政策の枠組みで実施されたが、このような支援を行った加盟国は例外的であったとされる⁶⁷。

おわりに

採卵鶏のAWに配慮した飼養に関し、先進地域であるEUではバタリーケージ禁止措置から10年以上が経過し、ケージ飼養そのものの禁止（ケージフリー化）に向けた検討が進められている。一方、日本ではバタリーケージでの飼養が主流で、ケージ内の飼養密度も比較的高い状況にある。令和5（2023）年に国の飼養管理指針が策定されるなど、AW 推進に向けた取組は見られるものの、採卵鶏の飼養システムの今後の在り方をめぐる国内の議論は低調であり、政府においても現時点で具体的なAW 関連の法規制は検討されていない。飼養システムの見直しは、生産者の経営や鶏卵の安定供給に大きな影響を与える課題であり、国際的な動向を注視するとともに、国内での議論の土台となる科学的知見の充実が求められている。

⁶⁶ *ibid.*

⁶⁷ “Animal Welfare Issues (Parliamentary Questions),” 2013.5.8. Houses of the Oireachtas (アイルランド議会) website <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/question/2013-05-08/8/#pq-answers-8>>; Neil Dullaghan, “Do countries comply with EU animal welfare laws?” 2020.8.16. Rethink Priorities website <<https://rethinkpriorities.org/research-area/do-countries-comply-with-eu-animal-welfare-laws/>>; “Greeks could lose eggs too,” *Irish Examiner*, 2011.11.17.